

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊池市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

菊池市長

公表日

平成27年7月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>1. 予防接種に係る事務 予防接種法に基づき、感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るため対象者を把握し、定期接種、臨時接種を実施する。</p> <p>2. 母子保健に係る事務 母子保健事業は、市内に住所を有する母性や乳幼児個人に対し実施するものであり、原則として住所を有する個人とは、住民基本台帳に記録されている者をいう。市は母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導、訪問指導等を行う。</p> <p>3. 健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業は、市内に住所を有する成人個人に対し実施するものであり、原則として住所を有する個人とは住民基本台帳に記録されている者をいう。健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査等を実施し、生活習慣病の予防と疾病の早期発見や健康相談や健康教育、家庭訪問等の保健指導を行い健康づくりを推進する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①予防接種の実施 ②予防接種に関する記録の作成と保存手続 ③母子保健に係る保健指導、新生児訪問指導、健康診査、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、母子健康手帳交付台帳の整備、妊産婦訪問指導 ④健康増進法や高齢者の医療をに基づく健康増進事業として実施される健康診査等を受けようとする住民が事業の対象者であるか否かの確認、及び事業実施に関わる事務、検(健)診受診歴や結果等の管理</p>
③システムの名称	健康管理システム「健康かるて」
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル、母子保健情報ファイル、健康診査情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 番号法第9条第1項、別表第一の59の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) 第46条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[未定]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 健康福祉部 健康推進課 健康推進係 0968-25-7219
②所属長	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 総務部総務課 菊池市隈府888番地 0968-25-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 健康福祉部 健康推進課 健康推進係 0968-25-7219

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる